

2001年6月19日

#### 頂いたご意見

1. 前文における「原子力による人類の福祉と持続的発展」ならびに「地域と地球の環境保全」への貢献という表現は、時により、相反することになりはしないか、その場合、この順序で重要なのか、ということについて、どのような検討がされたのかお聞かせいただければ、私の勉強になると思います。(環境倫理と生命倫理の違い?)

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

前文の「原子力による人類の福祉と持続的発展」と「地域と地球の環境保全」の二つが相反することもありうることは委員会でも話題となりました。なお、前文や憲章については項目の順序についても検討がなされています。この順で並べたのはこの順で重要と考えているとお考えになって差し支えございません。

#### 頂いたご意見

2. 1. の「持続的発展」という表現、行動指針1-3における「経済の持続的発展」の持つ「発展」の具体的な意味合いはどのようなものでしょうか。

これらの表現にはなんとなく「人口」や「生産活動」が増加していくという印象が与えられているように感じますが、そうであれば、人類又は経済が発展することを絶対的な善と捉えてよいのでしょうか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

当初は「経済の持続的発展」と同じ意味で「適正な経済成長」という表現も行動指針(現・行動の手引き)では使っておりました。北岡逸人殿のご指摘で「経済の持続的発展」に統一したという経緯もあります。この「持続的発展」という言葉自体、環境経済学的発想から生まれたものだそうで、「発展」とは「成長」のように大きくなることだけを意味するものではありません。人類または経済が質的により良いものになっていくことは善だと考えます。

#### 頂いたご意見

3. 行動指針前文で「指導的役割を果たす」という表現は、その意気込みはよいのですが、専門家としての奢りにつながるような印象を受けます。何となくの印象ですが、外から見たときのことも考えた表現にされてはいかがでしょうか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

この部分は非会員が生じさせる原子力分野のトラブルに対しての会員の責任を述べたものです。非会員に対して会員がとりうる行為は指導であるべきだと考えます。それを奢りと考え、非会員にへりくだる態度をとってはいけません。原子力分野のトラブルを減らすことはできないと思います。この表現でご納得いただければ幸いです。

なお、指導的役割を果たすのはあくまで専門の分野の行動についてであり、日常生活一般についてでないことは当然です。

#### 頂いたご意見

4. 班目先生が「安全と安心についてはいくらでも話ができる」とおっしゃっていましたが、もう少し、安心についての解説的表現が必要ではないかと思いました。というのは、私は、安心より信頼性向上を優先したほうがいいのではないかという疑問をもっているからです。「信頼感」が安心を強化するというはその通りかもしれませんが、ぬるま湯に漬かっただけの信頼感による安心もあり、本質をそれる可能性が否定できないと思うからです。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

安全と安心については委員会でも活発な意見交換がありました。技術者はまず安全を目指すべきでそれに集中すべきという意見、公衆の安心は求めたからといって必ず得られるものでなく倫理規程に盛り込むのは必ずしも適切でないという意見、安全と安心を同列に並べることに問題があるという意見等々です。しかし安全と安心という言葉はトラブル経験を経て原子力分野に定着しています。議論の結果、公衆の安心を得ることはやはり大切だという結論となり、行動の手引き 2 - 8 を加えております。

なお、信頼性向上は安全確保の第一歩であり、これは安全と分けて強調する必要はないかと思えます。

#### 頂いたご意見

5. 規定を作ることに反対された方がおられたが、きつときまじめな方なんでしょうね。このような方にとっては、既に自ら実行されておられ、他人から押しつけられる「倫理規定」には、我慢できなかったのでしょうか。しかし、その反対理由として述べられたことには、それ相当の重要なテーマを含んでいるので、学会としては無視できないでしょう。既に学会が運営されていて、本格的に活動をやりたくて入った人だけでなく、同好会・仲良しサークルとして入った人とがいる以上、規定の「押しつけ」と捉える人が出てくることは仕方のないこと。でも、どなたかの御発言のとおり、脱皮が必要であることは大勢に理解されているのではないかと思います。この点の分かりやすい合理的説明が必要なのだろうと思いました。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

頂いたご意見に対してはできる限り合理的説明をするよう努力しております。規程案に反対された方にも別途回答しております。委員はそれぞれ別に本務を持っており、委員会活動はボランティア精神で取り組んでおりますので、回答が遅いなど不十分な対応しかできていないと反省しております。しかし説明責任を放棄するつもりはございませんので、どうか温かく見守って下さいますようお願い申し上げます。

#### 頂いたご意見

6. こんな重要なことに、会合（春の年会の総合報告）への出席者が少ないのは、危機感がないからか、同時並行的に他のセッションが行われていたためでしょうか。本来なら、全体会合の形式をとったほうがよかったのではないのでしょうか。・・・逆にこんなテーマでよくあれだけ集まったといったほうがよかったのか？

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

年会においてどのようなセッションを組むかは委員会だけでは決められないことで、委員会としてはその形態についてはコメントを差し控えさせていただきます。ただ、プログラム委員会では最大限のご配慮をいただいたと感謝いたしております。

倫理規程への会員の関心が高いと言い切れないことに対しては委員会メンバーも危機感を持っています。会員の関心がさらに高まるよう、一層のご支援をお願い申し上げます。

#### 頂いたご意見

7. 門外漢の立場からすると、これまで規定がなかったことのほうが、おかしいとも思えます。

門外漢と言いながら、実は私は法人会員の職員でもあり、規定の遵守が義務付けられるのか・・・？

このあたりのことも、今後外部への説明が必要だろうと思いました。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

倫理規程をもっと早く制定すべきであったという点は同感です。

法人会員はその構成員が倫理規程を守るよう指導する義務があります。その意味ではご意見提出者も倫理規程と無関係ではありません。この点については行動の手引き前文で「会員には・・・賛助会員の企業または団体も含まれる」と明記しております。